

問35

補償給付

遺族補償費や葬祭料の請求は、どのようにすればよいですか。

答

請求する場合は、一般的に次の書類が必要です。

- 1 主治医診断報告書（被認定者の死亡の事実、死亡年月日、認定疾病に起因して死亡したことを証明することができるもの）
- 2 請求者と亡くなった被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本
- 3 請求者が亡くなった被認定者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- 4 請求者が被認定者の亡くなった当時、その者によって生計を維持していたことを証明することができる書類
- 5 葬祭料にあつては、請求者が死亡した被認定者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類

詳しくは、愛知県知多保健所にご相談ください。

問36

補償給付

被認定者が死亡しました。まだ受領していない障害補償費などがあります。請求できますか。

答

補償給付を受けることができる被認定者が亡くなったために、まだ支払を受けていない補償給付を未支給の補償給付といいます。

未支給の補償給付は、被認定者本人が亡くなる前に、すでに支払いの請求をしていた場合に限り、ご遺族が受領することができます。

受給の対象となる方の範囲は、次の1～6に該当し、かつ被認定者の死亡の当時、生計を同じくしていた方です。

- 1 配偶者
- 2 子
- 3 父母
- 4 孫
- 5 祖父母
- 6 兄弟姉妹

請求手続きについては、愛知県知多保健所にご相談ください。

問37 補償給付

障害補償費や療養手当などの補償給付の支給日は決まっていますか。

答 振込日は以下のとおりとなっています。

- 1 障害補償費と遺族補償費は、2月、4月、6月、8月、10月、12月の偶数月の13日を支給日としており、支給月の前2か月分を金融機関への振込みにより支給しています。
- 2 療養手当は、原則として請求のあった月の翌月の13日に振り込みますが、事務手続の関係で遅れる場合もありますので、ご承知おきください。
- 3 遺族補償一時金と葬祭料は、愛知県公害健康被害認定審査会の意見をきいたうえで、支給が決定されれば、すみやかにお支払いするようにしています。
- 4 未支給の補償給付は、内容を確認後、すみやかにお支払いするようにしています。

なお、支給日が金融機関の休業日（土曜日、日曜日、祝日）に当たる場合は、その前日に支給します。

問38 補償給付

障害補償費、療養手当などの振込みを受け取る金融機関を変えたいのですが、どうしたらよいですか。

答 各種補償給付費を受け取る金融機関、口座番号などを変更される時は、すぐに愛知県知多保健所に連絡し、口座変更届を提出してください。

届出が遅れますと、振込みができないため、支給が遅れることとなります。

問39

公害保健福祉事業

公害保健福祉事業が行われているそうですが、どのような内容ですか。

答

公害による健康被害を受けた人に対しては、損なわれた健康を回復させることが最も重要です。このため、健康を回復させ、回復した健康を保持増進するために次の公害保健福祉事業を行っています。

- 1 リハビリテーション事業
 - 呼吸教室
 - 水泳訓練教室
 - 水中リラックス教室
- 2 転地療養事業
- 3 家庭療養指導事業
 - 保健師による家庭訪問指導
- 4 インフルエンザ予防接種費用補助事業

問40

公害保健福祉事業

リハビリテーション事業とはなんですか。

答 機能回復訓練のため、運動療法を行ったり、療養に関する知識普及のための講座を開催します。

1 呼吸教室

被認定者とその家族の方に、ぜん息発作時の呼吸法など療養生活上必要な知識の普及を行います。

2 水泳訓練教室・水中リラックス教室

被認定者の健康の回復、保持及び増進を図るために水泳訓練教室及び水中リラックス教室を開催します。

毎年、それぞれの開催前に通知しておりますので、是非、ご参加ください。

